

ちとせし 千歳市 コミュニケーション条例

れいわ ねん がつ かしこう
令和7年3月10日施行

しゅわ 手話



ようやくひっき 要約筆記



じょうほうつうしん きき 情報通信機器



え 絵カード



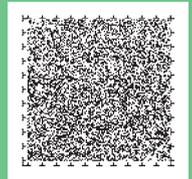
てんじ 点字



おんやく 音訳



《正式名称》千歳市コミュニケーション並びに情報の取得及び利用のための多様な手段の利用促進に関する条例
障がいのある人や高齢者が必要とする多様なコミュニケーション手段の利用を促進し、すべての市民が相互に
人格と個性を尊重しながら、安心して共に生きることができる地域社会の実現を目指し、
「千歳市コミュニケーション条例」を制定しました。



条例の全文はこちらからどうぞ
<https://www.city.chitose.lg.jp/docs/37246.html>



多様なコミュニケーション手段を知ろう！

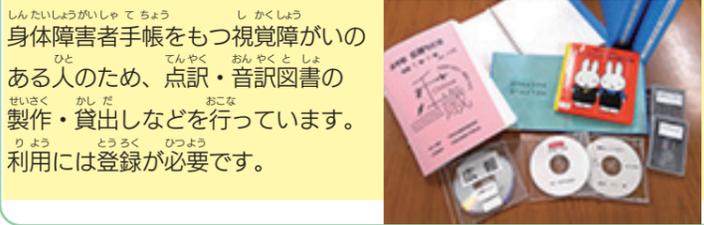
視覚障がい

まったく見えない人や、暗いところで見えにくくなる人、見える範囲が狭い人、特定の色がわかりにくい人など、その見え方は人によってさまざまです。

～コミュニケーション手段の例～

- **点字** 6つの点の組み合わせで文字を表現し、凸点を指で触れて読む文字のこと。
- **音訳** 文字や図表などの情報を音声に変換すること。
- **代筆・代読** 見えない・見えにくい人に代わって、書類を書いたり、書類の内容を読み上げること。
- **拡大文字** 通常よりも大きく表示した文字のこと。

千歳市点字図書室 平日 8:45～17:15 電話：0123-27-3921



難治性神経・筋疾患（ALS など）

身体を動かすための神経や筋肉に異常が起きて、発話や文字を書くことなどが困難になる難病です。

～コミュニケーション手段の例～

- **口文字** 患者が唇の形を作り、周囲の人がその形を読み取って発音する方法のこと。
- **透明文字盤** 透明な文字盤を使って、視線で文字を読み取る方法のこと。
- **重度障がい者用意思伝達装置** 利用者の身体状況に合わせたさまざまな入力方法により、文字入力、発声、家電製品の操作や通信などを行うコミュニケーション支援機器のこと。



知的障がい

おおむね 18 歳までにあらわれた知的機能の障がいにより、日常生活に困りごとがある状態をいいます。覚えることや話すことなどに時間がかかることがあります。

発達障がい

広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど、脳機能の発達に関係する障がいです。優れた能力を発揮する人もいますが、アンバランスな様子が理解されにくいことがあります。

～コミュニケーション手段の例～

- **平易な表現** わかりやすい言葉で伝えること。
- **特に、発達障がいのある人には、具体的で簡潔な表現を使うとよい。**
- **絵図、写真** 言葉に頼らず、絵や図、写真を使って物や行動を示すもの。絵カードやコミュニケーション支援ボードなど。



精神障がい

統合失調症、うつ病、てんかん、アルコール依存症など、さまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活に困りごとを抱えています。周りの人が理解してくれず、病気のことを知られたくないと思っている人もいます。感受性、繊細さへの配慮が必要です。



条例制定時の記念写真

※リーフレットに掲載しているものは一例です。他にもさまざまなコミュニケーション手段があります。

もう盲ろう

視覚と聴覚の両方に障がいのあることをいいます。

～コミュニケーション手段の例～

- **触手話** 話し手が手話を行い、盲ろう者がその手の形に触れて情報を読み取る方法のこと。

手話の出前講座を受講してみませんか？

聴覚障がい当事者である「ろうあ者相談員」が講師となつて、子どもから大人まで希望に合わせた手話講座を提供します。
 (対象) 市内に在住・通勤・通学している5名以上の団体・グループ
 (問) 障がい者支援課 電話：0123-24-0327 ファックス：0123-23-6700



高齢者

高齢者の中には、加齢により聞こえづらさや見えにくさがある人や、認知症により記憶や思考などの機能が低下し、日常生活に困りごとがある人がいます。



高齢者補聴器購入費等助成事業
 聴力機能の低下により日常生活に支障がある中等度難聴の高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用等の一部を助成しています。
 (問) 高齢者支援課 電話：0123-24-0896
 ファックス：0123-23-6700

あなたも認知症サポーターになりませんか？

地域や職場で認知症の方やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成するため、認知症に関する正しい知識や対応などを学ぶ「認知症サポーター養成講座」を開催しています。
 (問) 千歳市介護予防センター
 電話：0123-23-0012
 ファックス：0123-23-0022

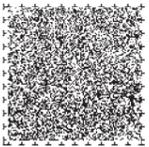


コミュニケーションにとって最も大切なことは…心のバリアフリー

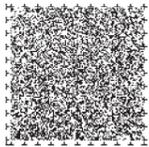
障がいは、本人の医学的な心身の機能の障がいを指すものではなく、社会におけるさまざまな障壁（社会的バリア）によって生まれるものとする考え方を、障がいの「社会モデル」といいます。千歳市コミュニケーション条例は、コミュニケーションにおける社会的バリアを取り除くことを目指しています。そのためには、私たち一人ひとりが「心のバリアフリー」を体現することが必要です。心のバリアフリーとは、バリアを感じている人の身になって考え、行動を起こすことですが、その第一歩は、互いを「知る事」にあります。

～社会的バリアの種類～

- ①物理的なバリア 利用しにくい施設・設備
- ②制度的なバリア 利用しにくい制度
- ③文化・情報面でのバリア 配慮のない文化・情報発信
- ④意識上のバリア 偏見



これは「音声コード」です！
 専用の装置やスマートフォンのアプリなどを使って読み取ることで、音声に変換されます。音声コードがあることを知らせるために、用紙に切り込みを入れてあります。



条例の概要

条例の基本理念

私たちは、次のことを基本として、多様なコミュニケーション手段の利用を促進します。

- 障がいのある人や高齢者が、どのようなコミュニケーション手段を使うか、自分で選ぶ権利を尊重すること。
- すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合うこと。



市の責務

多様なコミュニケーション手段の利用を促進するための施策を推進する。



市民の役割

- 基本理念に対する理解を深める。
- 市の施策に協力する。



努力義務

事業者の役割

- 基本理念に対する理解を深める。
- 事業活動において、障がいのある人や高齢者が多様なコミュニケーション手段を利用できるようにする。
- 市の施策に協力する。

市の取組

- ① 多様なコミュニケーション手段に対する理解促進
- ② 多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備
- ③ 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、ガイドヘルパー、各種相談員など、障がいのある人や高齢者のコミュニケーションを支援する人の確保
- ④ 市民及び事業者に対する基本理念の普及啓発
- ⑤ 条例の目的を達成するために必要な施策

市は、これらの取組を進めるときは、障がいのある人や高齢者、その他の関係者の意見を聴いて、尊重するよう努めます。

クエスチョン

だれ 誰のための条例なの？

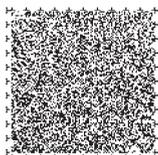
アンサー

A

市は条例に基づいて次の2つの要件を満たす人を対象として、多様なコミュニケーション手段が利用しやすい環境の整備などに取り組みます。

- ① 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病による障がい、その他の心身の機能の障がいのある人又は高齢者
- ② 障がい又は社会的バリアによって、継続的に日常生活や社会生活に制限を受けている人

一方で、このような環境の整備を進めることは、障がいの有無に関わらず、すべての市民が暮らしやすいまちづくりにつながるのと同時に、条例の目的達成のためには、市民一人ひとりの理解が欠かせないことから、「みんなのための条例」ともいえます。



発行 千歳市保健福祉部障がい者支援課

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

電話：0123-24-0327 ファックス：0123-23-6700 メール：shogaishien@city.chitose.lg.jp